

※ くじゅうアグリ創生塾が所管する財産の使用・貸付について ※

くじゅうアグリ創生塾所管の財産を使用する際には、行政財産使用許可申請または県有財産貸付申請に基づき、使用許可または貸付契約(以下「使用許可等という。」)を結びます。従来の紙での申請に加え、電子申請にて行うことができます。

手続きの流れは、次のとおりです。

